

Title	スペイン国王フェリッペ二世の「天正遣欧少年使節」関係稀覯文書
Sub Title	A valuable document newly found of the Spanish King on the four Japanese envoys of the Tensho Periode
Author	Garcia, Jose Delgado(Garcia, Jose Delgado) 井出, 勝美(Ide, Katsumi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1973
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.45, No.2 (1973. 1) ,p.117(233)- 122(238)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	批評と紹介
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19730100-0117

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

批評と紹介

スペイン国王フェリッペ二世の

「天正遣欧少年使節」関係稀覯文書

Fr. José Delgado García, O. P.

井 手 勝 美(訳)

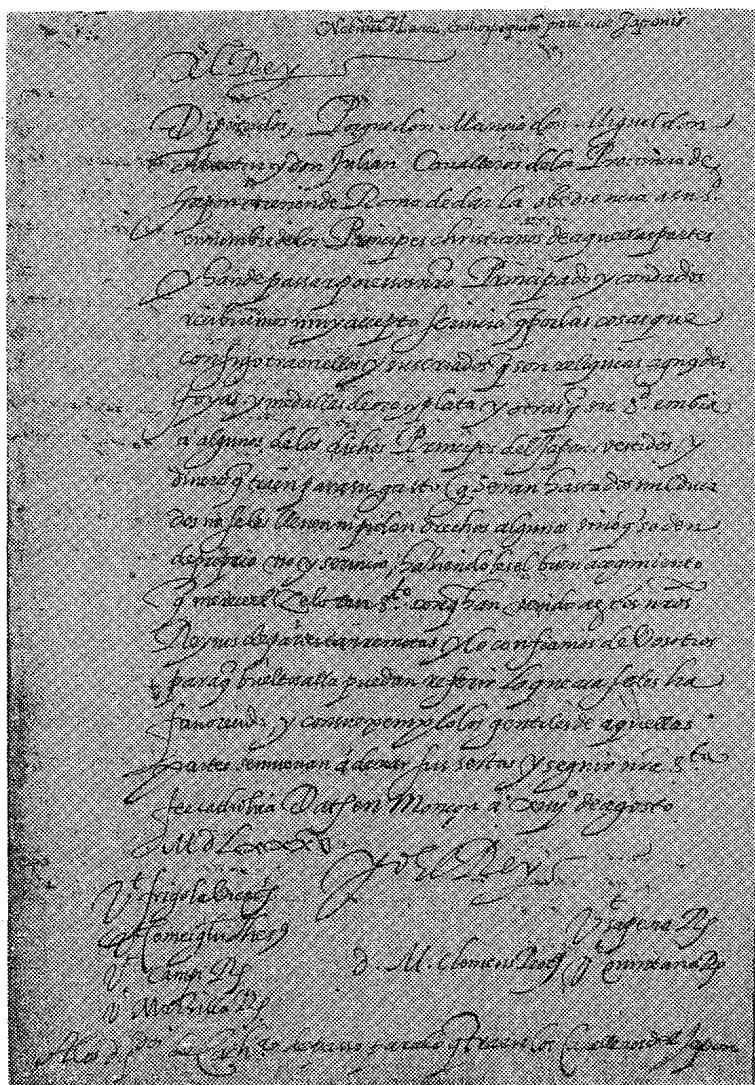
国 王

代議員各位、日本国の騎士ドン・マンシヨ、ドン・ミゲル、ドン・マルティン、およびドン・フリアンは彼の地のキリスト教諸侯の名において教皇聖下に恭順の意を表したる後、ローマより来着、朕が公爵領および伯爵領を通過することとなった。朕は彼ら並びに随員の携帯せる品、即ち遺物、神のアグネス・マリア小羊像、宝石、金銀牌、並びに教皇聖下が上述の

日本の諸公子に下賜された品々、また衣服、および彼らの経費として二、〇〇〇ドゥカードに及ぶと思われる所持金に鑑み、彼らに対して一切の関税をかけ且つ要求することなく王国の支出から支払い、且つまた、かくも遠隔の地たる以上の朕が諸王国に来たれる聖なる熱意に適わしき歓迎をなすならば、朕の最も欣快とする所である。朕は彼らが帰国後、当地にて示された好意を伝え、彼の地の異教徒が彼らの伝える模範的帰国談に感動して自己の宗教を廃し、

スペイン国王フェリッペ二世の自筆稿本文

(バルセローナ・アラゴン王国文書館・国璽尚書部・所架番号 4309・雑・フェリッペ二世)



我らの聖カトリック信仰に服するよう汝ら各位の協力を信ずるものである。一五八五年八月十三日 モンソンにて。

朕 国王

- フリゴラ 顧問長官
- トメスギ 財務卿
- カンピ 顧問官
- マルスイーリャ 顧問官

サペナ 顧問官

クレメンス 大書記官

キンタナ 顧問官

カタルーニャ代議員宛、日本の諸騎士の所持品の査証として

解説

十六世紀日本史上のキリシタン時代に関連するスペイン国王フェリッペ二世の興味深い自筆稀覯文書がバルセロナのアラゴン王国文書館（スペイン）に所蔵されている。一九七〇年六月六日、私は同文書館を訪問調査中たまたま本文書を発見した。

本文書は一種の旅券、より正確には、国王が一五八五年カタルーニャの諸代議員に対して「四人の日本人少年使節」と称された者を歓迎し、且つ（一行がローマを出発してカタルーニャに出入国する経費を自弁せしめず）必要とすべき品を支給するよう強く要請して下命した査証^{ビサ}である。

る。

周知のように、この四人の少年使節とは豊後、有馬、大村の諸キリシタン大名が一五八二年ヨーロッパへ派遣した四人の少年である。十二才のマンシヨ伊東裕益^{スゲマス}（？）はドン・フランシスコ大友宗麟、十五才のミゲル千々石清左衛門は大村と有馬のキリシタン大名の名代であり、十三才のフリアン中浦と十四才のマルティン原の級友が随行した。

殆ど象徴的とも云うべき使節の目的は、大名および使節派遣の立案者イエズス会巡察使アレハンドロ・ヴァリニアノの意図によれば三種ある。即ち、日本の諸侯がヨーロッパの諸事情を見聞し、その見聞を日本で証言する機会を与えること、（ヨーロッパの主要なキリスト教君主間の慣習であったように）カトリック教会の頭^{かしら}たるローマ教皇陛下を訪問して恭順の意を表すること、および日本人をヨーロッパのカトリック諸君主並びにローマ教皇に直接、接しせめ、かくして布教地日本の維持に必要な経費を日本へ送付すべき慈愛を一行に賜わることであった。

一五八二年二月二十日「少年使節」は出発し、既にゴア

では盛大、熱烈な歓迎を受けた。一五八四年二月二十日、一行はインドを後にして八月十日、リスボンに到着した。一行はリスボンからマドリッドへ向ったが、国王フェリッペ二世は彼らを公子として遇し、寵愛した。更に一行はマドリッドからローマへ赴き、ピサ、フロレンス、シエナなどを経てイタリアに入国した。ローマでの歓迎と歓待は、一行がそれまでに受けた最高の盛儀であった。日本人少年一行は莊嚴を極めた教皇グレゴリウス十三世の葬儀、続いてシクストゥス五世の即位式に参列を許可され、シクストゥス五世はローマの市民権と貴族の称号を与えた。

一五八五年六月三日、一行はローマを出発して再びスペインに戻ったが、今回はカタルーニャに入国した。当時モンソン（ウエスカ県）で、有名なアラゴン王国のコレテスを主宰していたフェリッペ二世は「四人の日本人少年使節」に対し諸税その他の関税あるいは税関を要求せずに行を歓迎し、必要とすべき経費と支出を極力支払うべき旨を国王自身、並びにアラゴン王国最高審議会 Consejo Supremo 議員の名において、カタルーニャ地方代議員

Diputados 宛に送付した。

一五五五年までのアラゴン王国は現在のサラゴサ、ウエスカ、およびテルエル三県の領地、更にはカタルーニャ王国（バルセローナ、ヘロナ、タラゴナ、レーリダ）、バレシヤ王国、およびバレアル諸島の領地から成り、首府即ち国王の都市にあった、いわゆるアラゴン審議会が統治していた。アラゴン審議会は以下の学識者六名、即ちアラゴン人二名、カタルーニャ人二名、バレンシヤ人二名から構成されていた。以上六名の中、一名は選出された顧問長官 兼審議会議長 *elegido Vice-Canciller y Presidente del Consejo* であり、他の五名は顧問官 *Regente* と称されていた。顧問官は事実、各県の代表者であった。これ以外にアラゴン王国財務卿 *Tesorero General* の職務を有する審議会議員一名がいたが、同議員はアラゴン人でなくともよく、議長不在の場合には議長の職責を有し、しばしば審議会を中心人物であった。また大書記官 *Protonotario* 一名と財務弁護官 *Abogado Fiscal* 一名が審議会に列席はしたが、しかし投票権はなかった。

フェリッペ二世時代におけるこのアラゴン審議会の主要な構成人物は以下の如くであった。顧問長官ドン・ファン・フリゴラ、バレンシヤ人、アラゴン国王顧問官ドン・ファン・カンピ、バレンシヤ国王顧問官ドン・クリストバル・ペリセール、カタルーニャ国王顧問官ドン・ミゲル・ヘルサとドン・ミゲル・ファン・キンタナ、財務卿ドン・デイエゴ・フェルナンデス・デ・カブレラ・ポバディーリヤと著名なチンチョン伯爵、財務弁護官ドン・フランシスコ・サンサ、カタルーニャ人、および大書記官ドン・ミゲル・クレメンテ。自筆文書で気付かれるように、そこには財務弁護官の名称が欠け、財務卿の名がトメスギとなっており、またカタルーニャ国王顧問官の中、ヘルサの代りにサペナ、バレンシヤ人ペリセールの代りにマルスィーリヤとなっている。

フェリッペ二世はこのような審議会を通してアラゴン王国に下命したのである。しかし国王フェリッペ二世はアラゴンで国王代理 Virrey 即ち君主によって直接任命された代理者を介して本審議と関係していた。この国王代理がア

ラゴン王国の者に限られるか、あるいはアラゴン王国以外の者でもなり得るかが多年にわたる争点となっていた。しかししてこの問題はフェリッペ二世の時代に最高潮に達していた。これがモンソンのコルテス（一五八五年）の重要問題であった。主君に対する家臣の叛乱、暴動が頻発し、しかも時にはアラゴン王国コルテス自体の秘密指令に同調あるいは服従の下に行われた。以上の問題は凡てアラゴン人以外の者を国王代理に任命することによって初めて回避し得たのである。しかし、これこそ正にアラゴン人の伝統と特権の核心に真向うから対立した点であったのである。が、フェリッペ二世はモンソンのコルテスにおいてこの問題に関し極めて賢明且つ慎重な態度を取り、アラゴン王国領特有のもう一つの機関であった、いわゆるアラゴン最高裁判所 *Justicia de Aragón*（裁判官一名と法律家五名で構成）に国王の権利の承認を諮問、要請した。

これはアラゴンのコルテスの一つの問題、否、恐らくは最も重要な問題であったが、しかしフェリッペ二世が本自筆文書に署名した一五八五年当時、国王の没頭した問題は

他にも山積していた。それにもかかわらず、国王がアラゴン審議会議員と共に、既に通達されていた「日本人少年使節」来着に関心を示し、前述した自筆訓令をカタルーニャの諸代議員宛に送付しているのである。これら代議員は「日本人少年使節」一行の通過すべき地方の当事者であった。

本自筆訓令、即ち国王自身によって直接執筆された訓令、および日本の令名高き賓客に対する以上の国王の配慮は、一行を優遇しようとする国王の並々なぬ好意と関心を積極的に表明し証明するものであり、且つ本文書に優れた歴史的価値を与えるものである。

(昭和47年3月訳)

Fr. José Delgado García, O. P.

||ドミニコ会今治教会主任司祭

井手勝美 || 広島工業大学助教授

執筆者紹介

黒田寿郎 慶応義塾大学附属言語文化研究所 助教授

高瀬弘一郎 同大学 助教授

可児弘明 同 助教授

清水潤三 同 教授

藤村東男 同 大学院文学研究科博士課程

中井信彦 同 教授

高橋正彦 同 助教授

井手勝美 広島工業大学助教授

高山方尚 慶応義塾大学大学院文学研究科博士課程

士課程